

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量（三級基準点測量、GNSS観測））

三 作業地域

荒川左岸三十八・八キロポストから六十三・六キロポスト（さいたま市桜区から鴻巣市）

荒川右岸三十八・八キロポストから六十三・六キロポスト（富士見市から吉見町）

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで